

村上市妊産婦のための交通費及び宿泊費支援事業

安全・安心な出産ができるよう支援するとともに、経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診・分娩・産婦健診に係る交通費・宿泊費を助成します。



*対象者

村上市に住民票のある妊産婦 ※他市に里帰りして出産する場合は対象外です

交通費支援

原則、妊娠 20 週後の妊婦健診、分娩、産婦健診で、分娩取扱施設へ移動するための往復分の交通費を助成します。

・自家用車の場合

1 回につき自宅から分娩取扱施設までの往復距離数 km×25 円

(高速道路を利用した場合は、その実費額を加算)

※自宅から分娩施設までの距離は市で確認します

・路線バスと鉄道を利用した場合は実費額



宿泊費支援

妊婦が、出産入院前に交通費の対象となる分娩取扱施設の近隣の宿泊施設での前泊が必要な場合、宿泊費(実費額)を助成します。(1泊 19,000 円上限あり)

※付添人1人の宿泊代も対象 (※介助が必要で付き添いのため、妊婦本人と宿泊した場合のみ)

※最大 14 泊分助成

*注意事項

・高速料金・公共交通機関の利用・宿泊費を申請する場合は、利用したことを証明できる領収書などが必要となりますので、保管しておいてください。

なお、書面での保管が困難な場合は、写真などで記録に残しておいてください。

・交通費・宿泊費は、産婦健診終了後 6 か月以内に申請してください。

・振込先口座は、妊産婦本人の名義で申請してください。

*申請時に必要なもの

・母子健康手帳(ご自分でコピーを用意していただく場合は、妊娠中の経過、出産の状態、出産後の母体の経過、退院時の記録等のページが必要です。)

・高速料金(※)や公共交通機関、宿泊施設の利用を証明できる領収書

(※)領収書がない場合は写真などを担当者にお見せください

【問い合わせ先】

村上市	保健医療課	健康サポート室	53-3364
荒川支所	地域振興課	地域福祉室	62-3104
神林支所	地域振興課	地域福祉室	66-6113
朝日支所	地域振興課	地域福祉室	72-6887
山北支所	地域振興課	地域福祉室	77-3113